

避難情報の 判断・伝達マニュアル

平成 29 年 1 月 策定

令和 8 年 5 月 改定

磐 田 市

— 目 次 —

第1章 共通事項

1 市の責務	1
2 対象とする災害	1
3 避難行動（安全確保行動）の考え方	1
4 避難情報の種類	2
5 避難指示等発令の考え方	2
6 避難指示等発令による市民等に求める行動	4
7 避難指示等の発令手順	5
8 災害対応の流れ	5

第2章 台風

1 台風の特性（影響）	7
2 避難指示等発令の基準	7
3 解除基準	8
4 避難対象地区と避難場所	8

第3章 水害

1 避難指示等発令の対象となる水害	12
2 避難指示等発令の対象河川	12
3 対象河川の基準水位	13
4 避難指示等発令の基準	14
5 河川水位情報と避難情報	16
6 解除基準	17
7 避難対象地区と避難場所	17

第4章 土砂災害

1 避難指示等発令の対象となる土砂災害	26
2 避難指示等を判断する情報	27
3 避難指示等の発令区域	30
4 避難指示等発令区域の設定と発令基準	32
5 留意事項	33
6 解除基準	34
7 避難対象区域と避難場所	34

第5章 津波災害

1 避難指示等発令の対象とする津波災害	36
2 避難指示等発令の基準	36
3 留意事項	36
4 解除基準	37
5 避難対象区域	37

第6章 高潮災害

1 避難指示等発令の対象となる高潮災害	
2 避難指示等を判断する情報	
3 避難指示等発令の基準	

第7章 情報伝達

1 避難行動の認識の徹底.....	45
2 情報伝達的手段.....	45
3 避難指示等の広報文例.....	47

第1章 共通事項

1 市の責務

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる」と規定している。（災害対策基本法第60条第1項）

しかし、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方から、この避難のための指示等には強制力は伴っていない。

したがって、市の責務は、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、発令する避難のための指示等がどのような考え方に基づいているかについて、市民に周知し情報共有するとともに、市民一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、周知徹底を図ることにある。

2 対象とする災害

本マニュアルでは、立退き避難が必要な自然災害の事象のうち、台風、水害、土砂災害、津波災害、高潮災害に伴う避難を対象とする。

なお、積乱雲の急な発達により発生する竜巻や突風、雷などについては、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）の発令基準を設けることが困難であるため、気象情報に注視し、適時判断する。

3 避難行動（安全確保行動）の考え方

これまでの避難指示等は、自宅等の現在いる危険な場所からの立退きを意味していたが、周囲の状況によっては指定した避難場所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内安全確保措置」という。）も「命を守るための行動」の一つに加えている。

(1) 立退き避難

- ①市が指定した避難場所への移動
- ②親戚や知人の家、ホテルや旅館などの自宅等から安全な場所への移動
- ③近隣の高い建物等への移動

(2) 屋内安全確保

- ①建物内の安全な場所への待避

(3) 緊急安全確保

- ①洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- ②土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。



【参考】待避と退避

「待避」とは、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。「たいひ」には、安全な場所に移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記がある。本マニュアルでは、「待避」の表現を用いている。

【参考】指定緊急避難場所と指定避難所

1 指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の 4）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設や場所をいう。

2 指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）

災害により住家を失った場合において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設をいう。

4 避難情報の種類

災害時に市民等（市内の居住者、滞在者その他の者をいう。）の命を守るために発令する避難情報には、避難指示等のほか屋内安全確保措置があり、その内容は次のとおりである。

(1) 高齢者等避難

洪水や土砂災害など災害の発生のおそれがある場合に、市民等に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、この段階で危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）行動を開始するものである。

(2) 避難指示

洪水や土砂災害などの災害により人的被害の発生のおそれが高い場合に、被害の拡大を防止するため、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）するものである。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合に、屋内での安全な場所での待避等の安全確保措置を指示するものである。

5 避難指示等発令の考え方

避難指示等発令の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等には強制力は伴っていないことから命を守る責任は最終的には個人にあるという考えのもと、市民等の生命、身体を保護するために行うべき市の責務として、早い段階から確実な情報提供を行い、市民等が避難行動をとる判断ができる情報として発令する。
- (2) 気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用するとともに、国の機関や県に対し、積極的に助言を求める。
- (3) 災害から市民等の命を守るため、災害発生の危険性が高まっている若しくは避難指示等の判断基準に達したときは躊躇せず発令する。

- (4) 緊急時には、避難場所の開設状況に関わらず発令する。
- (5) 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」になることとは、災害対応の目標が達成したことであり、毅然とした態度をもって発令する。また、高齢者等避難を有効かつ積極的に活用し、早めの避難行動を促すことも考える。

○助言等依頼関係機関一覧表

機関名	電話番号	所在地	備考
国土交通省浜松河川国道事務所	053-466-0116	浜松市中区名塚町 266	調査課
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金二丁目 1-5	
静岡県土木防災情報センター	054-221-3259	静岡市葵区追手町 9-6	県水防本部
静岡県河川砂防局	054-221-3042	静岡市葵区追手町 9-6	砂防課
静岡県西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付 3599-4	危機管理課
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3215	袋井市山名町 2-1	維持管理課
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言 2533-4	警備課
浜松市役所	053-457-2537	浜松市中区元城町 103-2	危機管理課
袋井市役所（袋井市防災センター）	0538-86-3701	袋井市国本 2907	危機管理課
掛川市役所	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目 1-1	危機管理課
森町役場	0538-85-6302	周知郡森町森 2101-1	防災課

6 避難指示等発令による市民等に求める行動

避難指示等の発令による市民等に求める行動については、表 1-6-1 のとおりである。

表 1-6-1 避難指示等発令による市民等に求める行動

区分	市民等に求める行動
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル 4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

- ・避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はない。
- ・避難先は、小中学校・交流センターだけではない。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみること。
- ・感染症対策用品（マスク、消毒液等）はできるだけ自ら携行すること。
- ・市が指定する避難場所、避難所は変更・増設されている可能性がある。市のホームページ等で確認すること。
- ・豪雨時の屋外の移動は車も含めて危険である。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認すること。

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、市民等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、市民等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

7 避難指示等の発令手順

避難指示等の発令及び解除は、市長がその基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。

市長が不在又は市長に連絡がとれない場合は、副市長、教育長、危機管理監の順位でこれを代行する。

8 災害対応の流れ

雨の降り始め（台風の北上）から被害の発生までの間で、市の災害対応や避難指示等の発令時期などを時系列で例示すると、表 1-8-1 のとおりである。

表 1-8-1 災害対応の流れ（例：台風）

気象等の状況	市の対応	市民等の行動
〈台風の北上・雨の降り始め〉 ◇台風予報 ◇大雨・洪水注意報発表	○気象情報等の収集	○テレビ等による気象情報の確認
〈台風の接近・雨が強まる〉 ◇台風に関する気象庁記者会見 ◇大雨・洪水警報発表 ◇時間雨量 <u>30mm</u> 以上 ◇水防団待機水位到達 ◇気象庁土砂災害警戒判定 メッシュ情報黄色(注意)発表 ◇避難判断水位到達 ◇土砂災害警戒情報発表 ◇氾濫危険情報(氾濫危険水位)	○気象情報、水位等の収集・把握 ○排水機場等への職員配置 ○排水機場等の運転 ○道路冠水等被害状況の把握・対処 ○消防団への待機指示 ○学校施設等の休業の判断・指示 ○消防団の出動(巡視、水防活動) ○避難場所開設の準備 高齢者等避難 ○避難所の開設 ○避難者の受入れ	○市からの情報(道路冠水・学校施設休業状況・河川水位等)の確認 ○要配慮者とその支援者の避難開始 ○避難の準備(要配慮者とその支援者以外)
〈台風最接近・雨がさらに強まる〉	避難指示	○土砂災害の前兆現象を確認した場合は、市に連絡 ○避難の開始(要配慮者とその支援者以外)
〈被害の発生又はそのおそれ〉 ◇記録的短時間大雨情報 ◇大雨等特別警報 ◇堤防天端水位到達・越水の危険 ◇被害の発生、拡大のおそれ ◇市全域に被害拡大のおそれ	緊急安全確保 ○被害状況の把握、救出救助 ○関係機関との連絡調整 ○職員の増員 ○県へ自衛隊等派遣要請 ○被災者の支援	○避難の完了 ○少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動 ○崖から少しでも離れた部屋で待避 ○近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動

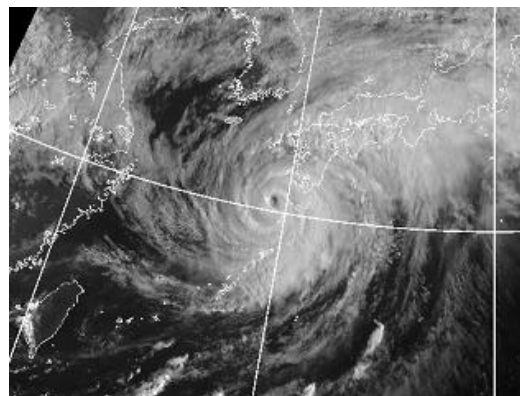
第2章 台 風

1 台風特性（影響）

台風とは、熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）で、最大風速が秒速 17.2m 以上に発達したものをいい、その特性は次のとおりである。

(1) 風の特性

台風は巨大な空気の渦巻きとなっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が吹き込んでいる。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため風が強くなる。また、台風が接近してくる場合、進路によって風向きの変化が異なる。



(2) 雨の特性

台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせる。また、日本付近に前線が停滞していると、台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがある。

(3) 高潮

台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風の接近によって気圧が低くなると海面が持ち上がり（1hPa 低いと海面は約 1cm 上昇）、例えば、それまで 1000hPa だったところに中心気圧 950hPa の台風が来れば、中心付近では海面が約 50cm 高くなる。

(4) 高波

波には、風が強いほど、長く吹き続けるほど、吹く距離が長いほど高くなるという 3 つの発達条件があり、台風はこの 3 つの条件を満たしている。例えば、台風の中心付近では 10m を超える高波になることがある。

2 避難指示等発令の基準

毎年、全国各地で台風や前線を伴った低気圧が付近を通過することによって河川の氾濫や土砂災害が発生し、また、暴風、高潮、高波などによっても災害が発生している。

台風と水害、土砂災害、高潮災害とは密接な関係があるため、本マニュアルでは、台風が起因する河川の氾濫や土砂災害、高潮災害については、後述の第 3 章、第 4 章及び第 6 章に基づいて対処するものとし、ここでは、要配慮者の早期避難と市民等への注意喚起を目的とした「高齢者等避難」の発令を取り上げるものとする。

なお、高齢者等避難の発令基準は次のとおりとする。

①現に台風が接近し、市内に被害が発生する危険性がある場合

②市内が暴風域に入る時間帯が夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（夕刻時点で発令）

3 解除基準

河川の氾濫等の水害、土砂災害などが発生する危険がなく、台風の通過に伴って風雨が収まったことを確認できた段階で、高齢者等避難を解除する。

4 避難対象地区と避難場所

台風によって発生する災害は、河川の氾濫等の水害や土砂災害のほか、強風によるものも想定されることから、高齢者等避難の対象地域は原則として市内全域とし、指定避難所のうちの表2-4-1に示す拠点施設（11箇所）を開設するものとする。

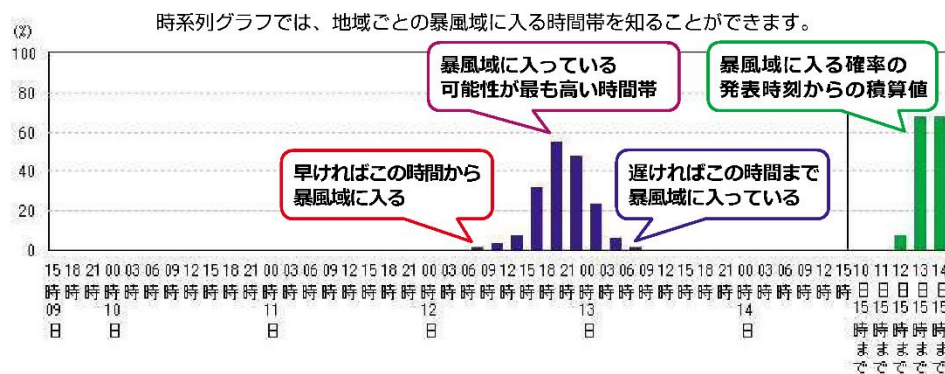
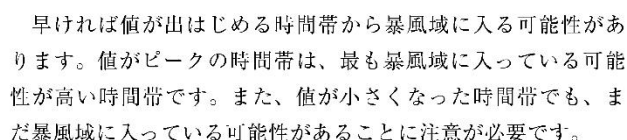
なお、地域において自主的に公会堂等を開設し、避難者を受け入れている場合は、その状況等の把握に努める。

表 2-4-1 拠点避難場所と避難対象地区

(令和2年4月1日現在)

番号	拠点避難場所	避難対象地区
1	見付交流センター	見付地区
2	ワークピア磐田	中泉地区、今之浦地区
3	向陽中学校	大藤地区、向笠地区、岩田地区
4	神明中学校	西貝地区、御厨地区、南御厨地区、田原地区
5	南部中学校	天竜地区、長野地区、於保地区
6	福田中央交流センター	福田中地区、福田西部地区、福田北地区
7	福田中学校	福田南地区
8	豊浜小学校	豊浜地区
9	竜洋中学校	竜洋地区
10	豊田南中学校	豊田地区
11	豊岡中学校	豊岡地区

台風経路図、全般台風情報



雨の強さと降り方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10～20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が 良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 		この程度の雨でも 長く続く時は注意 が必要。 
20～30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 	側溝や下水、小さな川 があふれ、小規模の崖 崩れが始まる。 
30～50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		寝ている人の半数く らいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロプレーニン グ現象) 	山崩れ・崖崩れが起き やすくなり危険地帯で は避難の準備が必要。 都市では下水管から雨 水があふれる。 
50～80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り 続く)	傘は全く役に立たな くなる。 		水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。 	車の運転は危険。 	都市部では地下室や地 下街に雨水が流れ込む 場合がある。マンホー ルから水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。 
80～	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。					雨による大規模な災害 の発生するおそれが強 く、厳重な警戒が必要。 

(注 1) 表はこの強さの雨が 1 時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

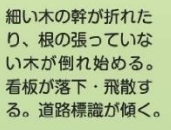
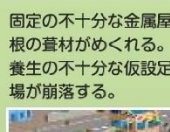
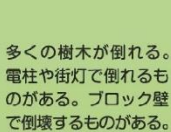
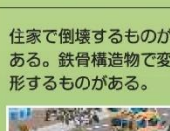
2 この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(注 2) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注 3) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 19 年 4 月一部改正) (平成 25 年 3 月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10～15 ～約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15～20 ～約70km/h	強い風		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材はがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	30
20～25 ～約90km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていなくて立っていられない。飛来物によって食傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常で速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動・転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25～30 ～約110km/h							
30～35 ～約125km/h	猛烈な風	特急電車				固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。 	50
35～40 ～約140km/h			屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 	
40～ 約140km/h～						住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 	

(注1) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合は3倍以上になることがあります。

(注2) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- 1 風速は地形や建物の影響を受けますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

第3章 水 害

1 避難指示等発令の対象となる水害

水害とは、水によって引き起こされる災害のことで、その要因となる氾濫には、外水氾濫と内水氾濫がある。

「外水氾濫」・・・堤防の有する河川では、水位上昇によって堤防が破堤し、一般に泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が速いスピードで流れ出すなど、浸水の深さや浸水域が一気に増加する現象をいう。

「内水氾濫」・・・河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降水量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。

本マニュアルで避難指示等発令の対象となる水害は、河川の洪水による「外水氾濫」とする。

なお、「内水氾濫」による水害時の避難指示等の発令については、降雨量や風などの現況、今後の気象予測等に基づき適宜判断するものとする。浸水深が浅い場合や短時間で局地的な大雨の場合は、下水道や側溝があふれ、浸水することもあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はなく、屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。

2 避難指示等発令の対象河川

避難指示等発令の対象とする河川は、洪水予報河川と水位周知河川とする。

それ以外の河川についても、危険を覚知した場合は、避難指示等を発令する。

【参考】

1 洪水予報河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

磐田市では、天竜川、太田川、原野谷川が該当する。

2 水位周知河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

磐田市では、敷地川、仿僧川、今ノ浦川、宇刈川が該当する。

3 洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川について

近年、水災害が頻発する中で、水位周知河川等に指定されておらず、水害リスク情報が公表されていない河川で氾濫被害が発生しており、このような河川における適切な洪水リスク情報の提供が課題となっている。

磐田市では、敷地川、磐田久保川、古川、倉西川、前川、小藪川、蟹田川、一雲済川、上野部川、半ノ池川、安久路川、旧ぼう僧川、祝川、磐田田中川、弁財天川、中沢川、一宮川が該当し、水防法に基づいて令和7年3月31日に指定されている。

3 対象河川の基準水位

洪水予報河川と水位周知河川では、河川ごとに避難行動の判断の目安とする水位が定められている。水位観測所ごとの基準水位は、表 3-3-1 のとおりである。

表 3-3-1 観測所ごとの基準水位（単位：m）

区分	河川名	水位観測所名	水防団待機水位	【レベル 2】 氾濫注意水位	【レベル 3】 避難判断水位	【レベル 4】 氾濫危険水位
洪水予報河川	天竜川 (下流)	鹿 島 (浜松市天竜区)	2.20	3.50	5.60	6.00
		中ノ町 (浜松市東区)	0.60	1.60	3.10	3.40
	太田川	新 貝	3.00	3.50	4.30	4.60
	原野谷川	山 名 (袋井市袋井)	5.00	5.70	6.50	7.00
水位周知河川	敷地川	笠梅橋	3.90	4.40	5.40	5.84
	仿僧川	鯨島橋	2.00	2.50	3.20	3.40
	今ノ浦川	今之浦橋	2.00	2.50	3.20	3.60
	宇刈川	横手橋 (袋井市久能)	1.80	2.70	2.80	3.20

【参考：基準水位】

- ・ 氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
- ・ 避難判断水位：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難の発令の判断をする目安となる水位
- ・ 氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。水位が急激に上昇し、3 時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表され、避難指示の発令判断をする目安となる水位

【参考：水位等の情報提供】

○国土交通省

川の防災情報 <http://www.river.go.jp>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

○静岡県

SIPOS-RADAR <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

4 避難指示等発令の基準

避難指示等の発令については、河川ごとに以下の基準を基に、今後の気象予測や河川の巡視等からの報告、気象庁の潮位に関する情報に注意し、総合的に判断する。国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所や静岡県袋井土木事務所等、関係機関からの情報や助言等も参考にする。

(1)洪水予報河川

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
天竜川	①氾濫警戒情報が発表され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②浜松市鹿島観測所の水位が5.6m(避難判断水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.1m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④堤防において漏水や浸食等が発見された場合	①氾濫危険情報が発表され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②浜松市鹿島観測所の水位が6.0m(氾濫危険水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.4m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見された場合	(災害が切迫) ①浜松市鹿島観測所の水位が6.0m(氾濫危険水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.4m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害発生を確認) ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
太田川	①氾濫警戒情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.3m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④堤防において漏水や浸食等が発見された場合	①氾濫危険情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.6m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見された場合	(災害が切迫) ①磐田市新貝観測所の水位が4.6m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害発生を確認) ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
原野谷川	①氾濫警戒情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれた場合 ②袋井市山名観測所の水位が6.5m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となる	①氾濫危険情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②袋井市山名観測所の水位が7.0m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見	(災害が切迫) ①袋井市山名観測所の水位が7.0m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀

	ような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④堤防において漏水や浸食等が発見された場合	された場合	裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
--	---	--------------	--

(2)水位周知河川

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
敷地川	①磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.40m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.84m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合	（災害が切迫） ①磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.84m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
仿僧川	①磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.20m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.40m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合	（災害が切迫） ①磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.40m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
今ノ浦川	①磐田市今之浦橋観測所の水位が 3.20m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市今之浦橋観測所の水位が	（災害が切迫） ①磐田市今之浦橋観測所の水位が 3.60m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれ

	された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	3.60m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合	が高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
宇刈川	①袋井市横手橋観測所の水位が 2.80m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②袋井市横手橋観測所の水位が 3.20m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合	（災害が切迫） ①袋井市横手橋観測所の水位が 3.20m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合

5 河川水位情報と避難情報

レベル	水 位	発表する洪水予報等の名称	
5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】 ▶ 緊急安全確保発令の目安
4 危険	氾濫危険水位 (レベル4水位)	〇〇川氾濫危険情報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】 ▶ 避難指示発令の目安
3 警戒	避難判断水位 (レベル3水位)	〇〇川氾濫警戒情報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】 ▶ 高齢者等避難発令の目安
2 注意	氾濫注意水位 (レベル2水位)	〇〇川氾濫注意情報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】 ▶ 水防団出動の目安
1	水防団待機水位		

6 解除基準

(1) 避難指示の発令後

水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊等による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

(2) 高齢者等避難の発令後で氾濫危険水位に達していない場合

水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

7 避難対象地区と避難場所

対象河川ごとの避難対象地区（町丁目）、避難場所は、表 3-6-1 及び表 3-6-2 のとおりである。

表 3-6-1 避難対象地区（洪水時）

①天竜川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	見 付	東坂町、住吉町、権現町、宿町、地脇町、中川町、新通町、清水町、天王町、馬場町、元倉町、西坂町、一番町、河原町、加茂川通
	今之浦	今之浦(一丁目～五丁目)
	中 泉	中央町、西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(浅間通、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中通、宮本)、鳥之瀬町
	天 竜	天龍、豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田、安久路、城之崎(一丁目、二丁目)
	御 厨	鎌田(鉏影、坊中、長江)、新貝、東貝塚、稗原
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	長 野	鮫島、小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島
	岩 田	寺谷新田、寺谷塚上、寺谷塚下、勾坂上、勾坂中上、勾坂中下、勾坂新
	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番組北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	南	7番組、15番組、石田組、中島新町
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
竜洋	西	掛塚(本町、砂町、中町、田町、大当町、横町、新町、蟹町、東町)、十郎島、白羽、川袋、野崎、豊岡(西堀、敷地、内名、吹上、江口、金洗、ビレッジハウス竜洋、豊岡団地)
	東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬
	北	竜洋中島、宮本、高木、松本、堀之内、平間、あおば、ニュータウン
豊田	富 岡	富里、勾坂中之郷、七蔵新田、勾坂下、中野戸、気賀西、気賀東、加茂東、加茂西、加茂川原
	池 田	池田(池田上、池田藤美、池田中、池田南)
	井 通	上新屋、小立野、上万能、弥藤太島、森岡、一言里、豊田西之島、源平新田、長森、森下
	青 城	中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、立野、ジェイハイム豊田立野、ベルメゾン豊田、森本、赤池、下本郷、上本郷、ジェイハイム豊田本郷
豊岡	北	上野部(神田、栗下、本村、太郎馬、田川、ビレッジハウス上野部)、下野部(川原)、合代島(合代島下)、新開
	南	上神増、壱貫地、神増、惣兵衛、平松、掛下、松之木島上、松之木島下、三家、下神増、中野東川原

②太田川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(三丁目、四丁目、中通、宮本)
	天 竜	豊島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田
	向 笠	笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	御 厨	鎌田(鉏影、坊中、長江)、新貝、東貝塚、稗原
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	長 野	鮫島、小島
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島
	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番組北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	南	7番組、15番組、石田組、中島新町
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
	豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)
竜洋	東	東平松、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬

③原野谷川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	御 厨	新貝、稗原 *太田川左岸の地域に限る。
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島 *太田川左岸の地域に限る。
福田	豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)

④敷地川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	二之宮四丁目
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田
	向 笠	笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	御 厨	鎌田(歟影、長江)、新貝、東貝塚、稗原 *太田川右岸の地域に限る。
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	田 原	三ヶ野、明ヶ島 *太田川右岸の地域に限る。
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
豊岡	東	敷南区、敷上区

⑤仿僧川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(三丁目、四丁目、中通、宮本)
	天 竜	天龍、豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	長 野	鮫島、小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島
	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	南	7番組、15番組、石田組、中島新町
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、東小島
竜洋	西	掛塚(本町、横町、新町、蟹町、東町)、豊岡(金洗)
	東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬
	北	竜洋中島、宮本、高木、堀之内、平間、あおぼ
豊田	井 通	一言里
	青 城	中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、立野、ジェイハイム豊田立野、ベルメゾン豊田、森本、赤池、下本郷、上本郷、ジェイハイム豊田本郷

⑥今ノ浦川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	見 付	東坂町、住吉町、権現町、宿町、地脇町、中川町、新通町、清水町、天王町、元倉町、一番町、加茂川通
	今之浦	今之浦(一丁目～五丁目)
	中 泉	中央町、西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(浅間通、三丁目、四丁目、中通、宮本)、鳥之瀬町
	天 竜	豊島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田、安久路、城之崎(一丁目、二丁目)
	御 厨	鎌田(鉾影、長江)、東貝塚、稗原
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	長 野	鮫島
福田	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番組北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島

⑦宇刈川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	御 厨	新貝、稗原 * 太田川左岸の地域に限る。
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島 * 太田川左岸の地域に限る。

【参考】洪水浸水想定区域（住所町名）

地区名	浸水想定区域(住所町名)		天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川	
磐田地区 その1	ア	安久路	○	—	—	—	—	○	—	
		新島	○	—	—	—	○	—	—	
	イ	今之浦	○	—	—	—	—	○	—	
		岩井	—	○	—	○	—	—	—	
	オ	大泉町	○	○	—	—	○	○	—	
		大久保								
		大立野	○	○	—	○	—	○	—	
		大原	○	○	—	—	○	○	—	
	カ	笠梅	—	○	—	○	—	—	—	
		鎌田	○	○	—	○	—	○	—	
		上大之郷	○	○	—	—	○	○	—	
		上岡田	○	○	—	—	○	○	—	
		上南田	○	○	—	○	—	○	—	
	キ	北島	○	—	—	—	○	—	—	
		城之崎(1丁目、2丁目)	○	—	—	—	—	○	—	
		刑部島	○	—	—	—	○	—	—	
	ク	草崎	○	—	—	—	○	—	—	
	コ	国府台								
		小島	○	○	—	—	○	—	—	
	サ	勾坂上	○	—	—	—	—	—	—	
		勾坂新	○	—	—	—	—	—	—	
		勾坂中	○	—	—	—	—	—	—	
		鮫島	○	○	—	—	○	○	—	
	シ	篠原	—	○	—	○	—	—	—	
		下大之郷	○	○	—	—	○	○	—	
		下岡田	○	○	—	—	○	○	—	
		白拍子	○	—	—	—	○	—	—	
		新貝	○	○	○	○	—	—	○	
		真光寺	○	—	—	—	○	—	—	
		新出	○	○	—	○	—	○	—	
	セ	千手堂	○	○	—	—	○	○	—	
	タ	玉越	—	○	○	—	—	—	○	
	テ	寺谷	○	—	—	—	—	—	—	
		寺谷新田	○	—	—	—	—	—	—	
		天龍	○	—	—	—	○	—	—	
	ト	東新町	○	○	—	○	—	○	—	
		豊島	○	○	—	—	○	○	—	
		鳥之瀬	○	—	—	—	—	○	—	
	ナ	中泉	石原町	○	○	—	—	○	○	—
			御殿	○	○	—	—	○	○	—
			栄町	○	○	—	—	○	○	—
			田町	○	○	—	—	—	○	—
			中央町	○	—	—	—	—	○	—
			西町	○	○	—	—	—	○	—
		長須賀	○	—	—	—	○	—	—	
		中野	○	○	—	—	○	○	—	
		ニ	西貝塚	○	○	—	○	—	○	—
	西島		—	○	○	—	—	—	○	
	西之島		○	○	—	○	—	○	—	
	二之宮		○	○	—	○	○	○	—	
	二之宮浅間		○	—	—	—	—	○	—	
	二之宮東		○	—	—	—	—	○	—	

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川
磐田地区 その2	ノ 野箱	○	—	—	—	○	—	—
	ハ 浜部	○	○	—	—	○	○	—
	ヒ	稗原	○	○	○	—	○	○
		東新屋	○	○	—	○	—	—
		東貝塚	○	○	—	○	—	—
		東山						
		東脇	○	○	—	○	—	—
		彦島	—	○	○	—	—	○
		平松掛下入作						
	フ	藤上原						
		富士見台						
		富士見町						
	マ	前野	○	—	—	○	—	—
		万正寺	○	○	—	○	○	—
	ミ	三ヶ野	—	○	○	—	—	○
		三ヶ野台						
		水堀						
		見付	※右欄に掲げる町以外のところは洪水浸水想定区域外	一番町	○	—	—	—
				加茂川通	○	—	—	—
				河原町	○	—	—	—
				権現町	○	—	—	—
				清水町	○	—	—	—
				宿町	○	—	—	—
				地脇町	○	—	—	—
				新通町	○	—	—	—
				住吉町	○	—	—	—
				中川町	○	—	—	—
				西坂町	○	—	—	—
				天王町	○	—	—	—
				馬場町	○	—	—	—
				東坂町	○	—	—	—
				元倉町	○	—	—	—
		緑ヶ丘						
		明ヶ島	—	○	○	—	—	○
		明ヶ島原						
	ム	向笠新屋	—	○	—	○	—	—
		向笠竹之内	—	○	—	○	—	—
		向笠西	—	○	—	○	—	—
	モ	元天神町						
	ワ	和口	○	○	—	○	—	—

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

地区名	洪水浸水想定区域(住所)		天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川
福田地区	イ	五十子	○	○	—	○	○	○	—
		一色	○	○	—	—	○	○	—
	ウ	宇兵衛新田	○	○	—	—	○	○	—
	オ	大原	○	○	—	—	○	○	—
	シ	塩新田	○	○	—	—	○	○	—
		下太	○	○	—	○	○	○	—
	セ	清庵新田	○	○	—	—	○	○	—
	タ	太郎馬新田	○	○	—	—	○	○	—
	ト	豊浜	—	○	○	—	—	—	—
		豊浜中野	—	○	○	—	—	—	—
	ヒ	東小島	○	○	—	○	○	○	—
		蛭池	○	○	—	○	—	○	—
	フ	福田	仿僧川北	○	○	—	○	○	—
			仿僧川南	○	○	—	—	—	—
		福田中島	仿僧川北	○	○	—	○	○	—
			仿僧川南	○	○	—	—	—	—
	ミ	南島	○	○	—	○	○	○	—
		南田	○	○	—	—	○	○	—
		南田伊兵衛新田	○	○	—	—	○	○	—
竜洋地区	ウ	請負新田	○	○	—	—	○	—	—
	エ	海老島	○	—	—	—	○	—	—
	オ	大中瀬	○	○	—	—	○	—	—
		岡	○	—	—	—	○	—	—
	カ	掛塚	蟹町	○	—	—	—	○	—
			新町	○	—	—	—	○	—
			砂町	○	—	—	—	—	—
		※右欄に掲げる町以外のところは洪水浸水想定外	田町	○	—	—	—	—	—
			大当町	○	—	—	—	—	—
			中町	○	—	—	—	—	—
			東町	○	—	—	○	—	—
			本町	○	—	—	○	—	—
			横町	○	—	—	○	—	—
			川袋	○	—	—	—	—	—
	コ	小中瀬	○	○	—	—	○	—	—
		駒場	○	—	—	—	○	—	—
	シ	十郎島	○	—	—	—	—	—	—
		白羽	○	—	—	—	—	—	—
	ス	須恵新田	○	○	—	—	○	—	—
	タ	高木	○	—	—	—	○	—	—
	ト	飛平松	○	—	—	—	○	—	—
		豊岡	金洗	○	—	—	○	—	—
			その他	○	—	—	—	—	—
	ナ	中平松	○	—	—	—	○	—	—
	ニ	西平松	○	—	—	—	○	—	—
	ハ	浜新田	○	○	—	—	○	—	—
	ヒ	東平松	○	○	—	—	○	—	—
		平間	○	—	—	—	○	—	—
	ホ	堀之内	○	—	—	—	○	—	—
	マ	松本	○	—	—	—	—	—	—
	ミ	南平松	○	○	—	—	○	—	—
		宮本	○	—	—	—	○	—	—
	リ	竜洋中島	○	—	—	—	○	—	—
		竜洋稗原	○	○	—	—	○	—	—

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川
豊田地区	ア 赤池	○	—	—	—	○	—	—
	イ 池田	○	—	—	—	—	—	—
	エ 海老塚	○	—	—	—	○	—	—
	カ 上新屋	○	—	—	—	—	—	—
	上本郷	○	—	—	—	○	—	—
	上万能	○	—	—	—	—	—	—
	加茂	○	—	—	—	—	—	—
	ケ 気子島	○	—	—	—	○	—	—
	源平新田	○	—	—	—	—	—	—
	コ 小立野	○	—	—	—	—	—	—
	サ 笹原島	○	—	—	—	○	—	—
	シ 下本郷	○	—	—	—	○	—	—
	下万能	○	—	—	—	○	—	—
	タ 高見丘							
	立野	○	—	—	—	○	—	—
	ト 東名	○	—	—	—	—	—	—
	富丘							
	富里	○	—	—	—	—	—	—
	豊田	○	—	—	—	—	—	—
	豊田西之島	○	—	—	—	—	—	—
	ナ 中田	○	—	—	—	○	—	—
	長森	○	—	—	—	—	—	—
	ヒ 東原							
	一言	○	—	—	—	○	—	—
	ミ 宮之一色	○	—	—	—	○	—	—
	モ 森岡	○	—	—	—	—	—	—
	森下	○	—	—	—	—	—	—
	森本	○	—	—	—	○	—	—
	ヤ 弥藤太島	○	—	—	—	—	—	—
豊岡地区	イ 家田	—	—	—	○	—	—	—
	壱貫地	○	—	—	—	—	—	—
	岩室							
	オ 大平							
	大当所	—	—	—	○	—	—	—
	カ 掛下	○	—	—	—	—	—	—
	上神増	○	—	—	—	—	—	—
	上野部	○	—	—	—	—	—	—
	神増	○	—	—	—	—	—	—
	コ 合代島(合代島下)	○	—	—	—	—	—	—
	シ 敷地	—	—	—	○	—	—	—
	下神増	○	—	—	—	—	—	—
	下野部(川原)	○	—	—	—	—	—	—
	新開	○	—	—	—	—	—	—
	ソ 惣兵衛下新田	○	—	—	—	—	—	—
	ヒ 平松	○	—	—	—	—	—	—
	マ 松之木島	○	—	—	—	—	—	—
	万瀬							
	ミ 三家	○	—	—	—	—	—	—
	ム 虫生							
	ヤ 社山							

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

表 3-6-2 避難場所（洪水時）

○洪水時における指定緊急避難場所

地区	避難場所	所在地	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川
磐田	城山中学校	見付263-3	○					○	
	磐田北小学校	見付2352	○					○	
	富士見小学校	富士見町4-9-5	○						
	ワークピア磐田	見付2989-3	○					○	
	磐田市立総合体育館	見付4075-1	○					○	
	磐田第一中学校	国府台39-1	○					○	
	磐田中部小学校	中泉1203-2	○	○		○	○	○	
	磐田西小学校	中泉2522-2	○	○			○	○	
	磐田南小学校	千手堂1356-1	○	○			○	○	
	長野小学校	小島736	○	○			○	○	
	南部中学校	野箱32	○				○		
	西貝交流センター	西貝塚1377-5	○	○		○		○	
	東部小学校	東貝塚206	○	○		○		○	
	神明中学校	鎌田2262-74	○	○	○	○		○	○
	田原小学校	三ヶ野1030-1		○	○	○			○
	南御厨交流センター	東新屋613	○	○		○		○	
	静岡産業大学 (第2スポーツセンター)	大原1572-1	○	○			○	○	
	向笠小学校	向笠竹之内391-6		○		○			
	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	○						
	大藤小学校	大久保282-1	○						
福田	福田中学校	福田中島3753-1	○	○			○		
	福田小学校	下太380	○	○		○	○	○	
	豊浜小学校	豊浜9		○	○				
	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	○	○		○	○	○	
竜洋	竜洋中学校	豊岡4473-8	○				○		
	竜洋西小学校	川袋1900	○				○		
	竜洋東小学校	中平松23	○	○			○		
	竜洋北小学校	堀之内356	○				○		
豊田	豊田東小学校	高見丘57	○						
	豊田中学校・豊田北部小学校	加茂243	○						
	豊田南小学校	森下300	○				○		
	豊田南中学校	立野200	○				○		
	青城小学校	中田55	○				○		
豊岡	豊岡中学校	合代島943	○			○			
	豊岡北小学校	下野部158-1	○			○			
	豊岡南小学校	上神増1410	○			○			

*次に掲げる8施設は、洪水時に想定される浸水深を考慮し、避難場所として開設しないものとする。

岩田小学校、於保農村婦人の家、福田中央交流センター、福田健康福祉会館、アミューズ豊田、豊岡総合センター体育館
 豊岡南部会館、豊岡東交流センター

第4章 土砂災害

1 避難指示等発令の対象となる土砂災害

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第2条）

「急傾斜地の崩壊」・・・傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。

「土石流」・・・山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。

「地滑り」・・・土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。

「河道閉塞による湛水」・・・土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。

本マニュアルにおいて避難指示等の発令対象とする土砂災害は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域に土砂災害警戒情報が発表されたときとする。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」（都道府県が指定）

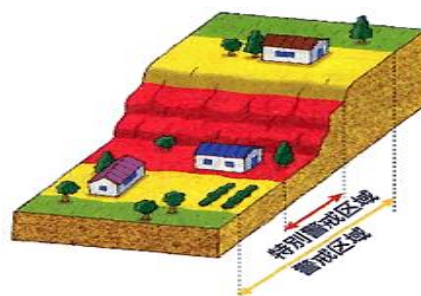
土砂災害防止法に基づき市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域



(2) その他の場所

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もある。例えば、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所を「山地災害危険地区」として指定している。

表 4-1-1 土砂災害防止法区域指定状況（磐田市）

（単位：箇所／令和 8 年 3 月 31 日現在）

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
土石流	地すべり	急傾斜地	計	土石流	地すべり	急傾斜地	計
93	—	252	345	61	—	251	312

2 避難指示等を判断する情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が高まったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する防災情報で、原則市町単位で発表される。



（<http://www.jma.go.jp/bosai/#area>）

土砂災害警戒情報は、避難に要する時間を考慮して 2 時間先までに基準に到達すると予測されたとき（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫色）が出現したとき）に速やかに発表している。

(2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報等を補足する情報として気象庁が発表するもので、1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果が表示され、常時 10 分ごとに更新されている。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

（<http://www.jma.go.jp/bosai/risk>）

(3) 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

静岡県が提供する土砂災害警戒情報の補足情報で、県内を 1km 格子単位に区切り、どの地域で土砂災害の危険が迫っているかを色分け表示したもので、静岡県総合基盤地理情報システムの土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択して確認することができる。

（<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>）

【参考】前兆現象

土砂災害には、「崖崩れ」、「地すべり」、「土石流」の 3 つの種類があり、これらが発生するときには、何らかの前兆現象が現れることがある。

① 崖崩れ

特徴：斜面や地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、

崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。

主な前兆現象：崖にひび割れができる／小石がパラパラと落ちてくる／崖から水が湧き出る／湧水が止まる、濁る／地鳴りがする



②地すべり

特徴：斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいと甚大な被害が発生する。

主な前兆現象：地面がひび割れ、陥没／崖や斜面から水が噴き出す／井戸や沢の水が濁る／地鳴り、山鳴りがする／樹木が傾く／亀裂や段差が発生



③土石流

特徴：山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

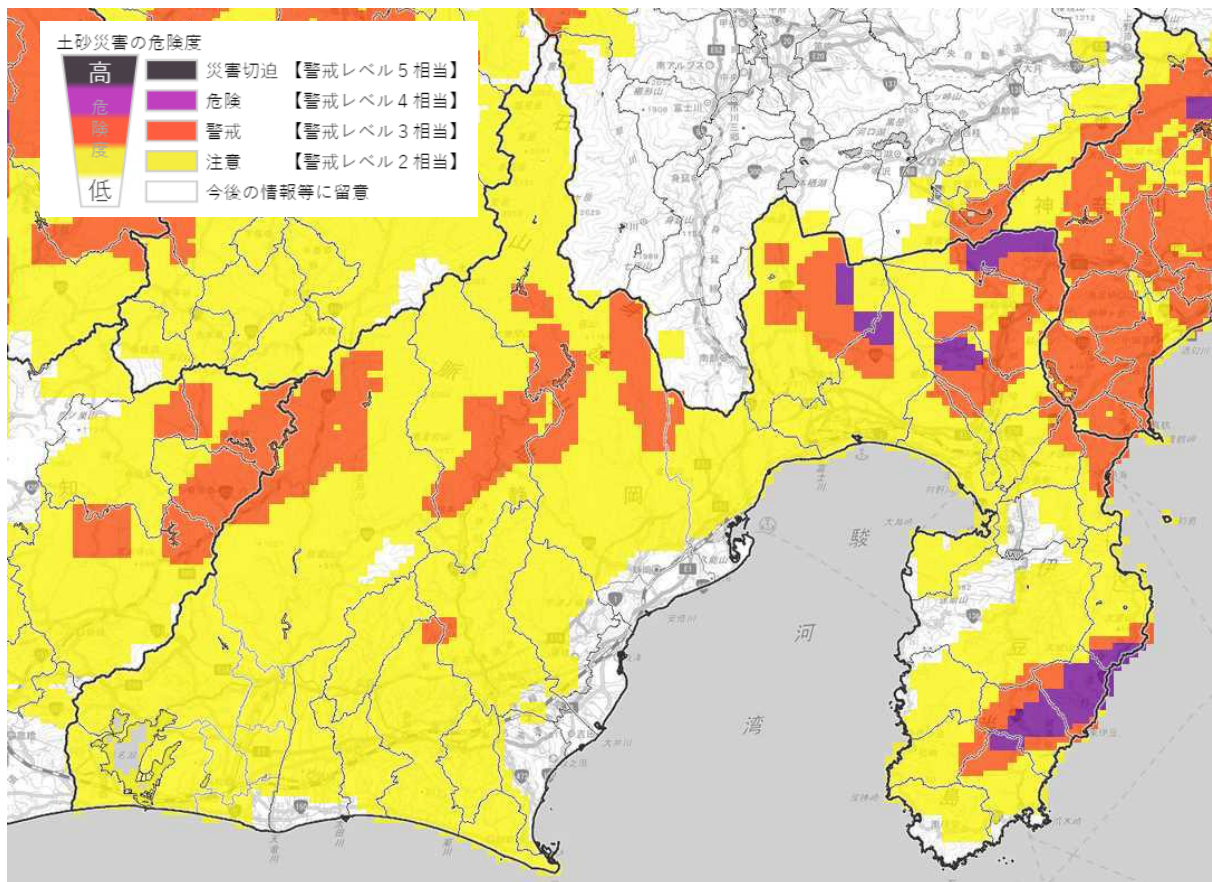
主な前兆現象：山鳴りがする／急に川の水が濁り、流木が混ざり始める／腐った土の匂いがする／降雨が続くのに川の水位が下がる／立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる



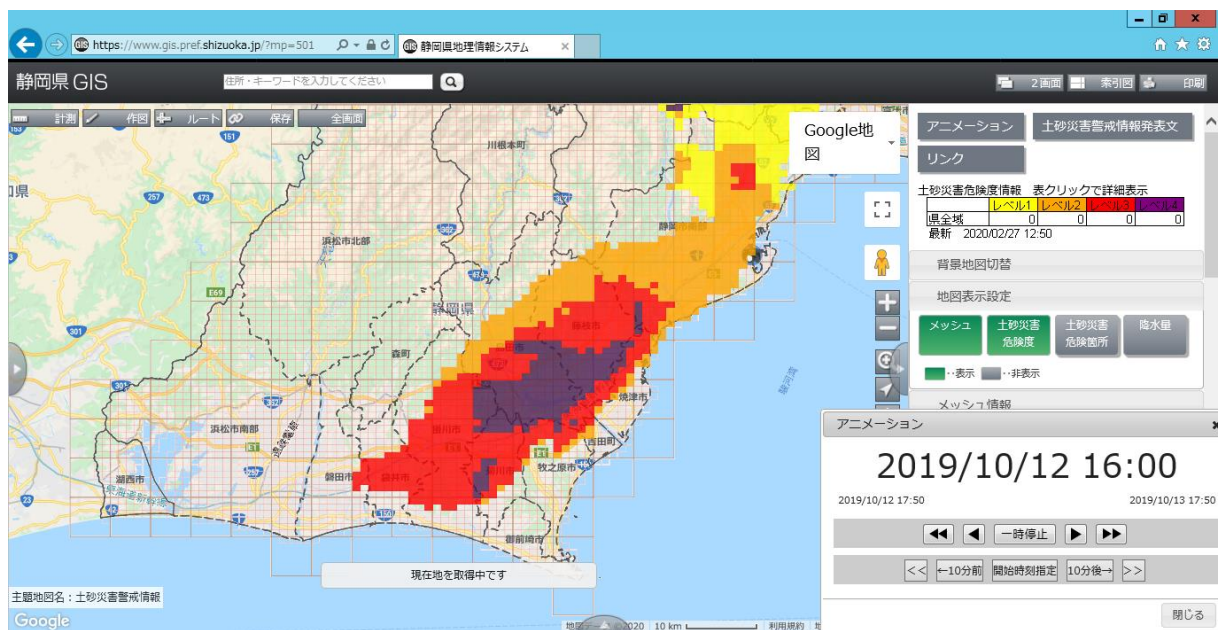
○土砂災害警戒情報の発表例

静岡県土砂災害警戒情報 第 号	
〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分	
静岡県 静岡地方気象台 共同発表	
【警戒対象地域】 〇〇市 △△市 □□町	土砂災害警戒情報が発表された市町名が示される。
【警戒文】 ＜概況＞ 降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。 ＜とるべき措置＞ 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心掛けてください。	
静岡県内市町村地図に警戒対象地域を表示 警戒対象地域	

○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の発表例



○静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの発表例（県砂防課）



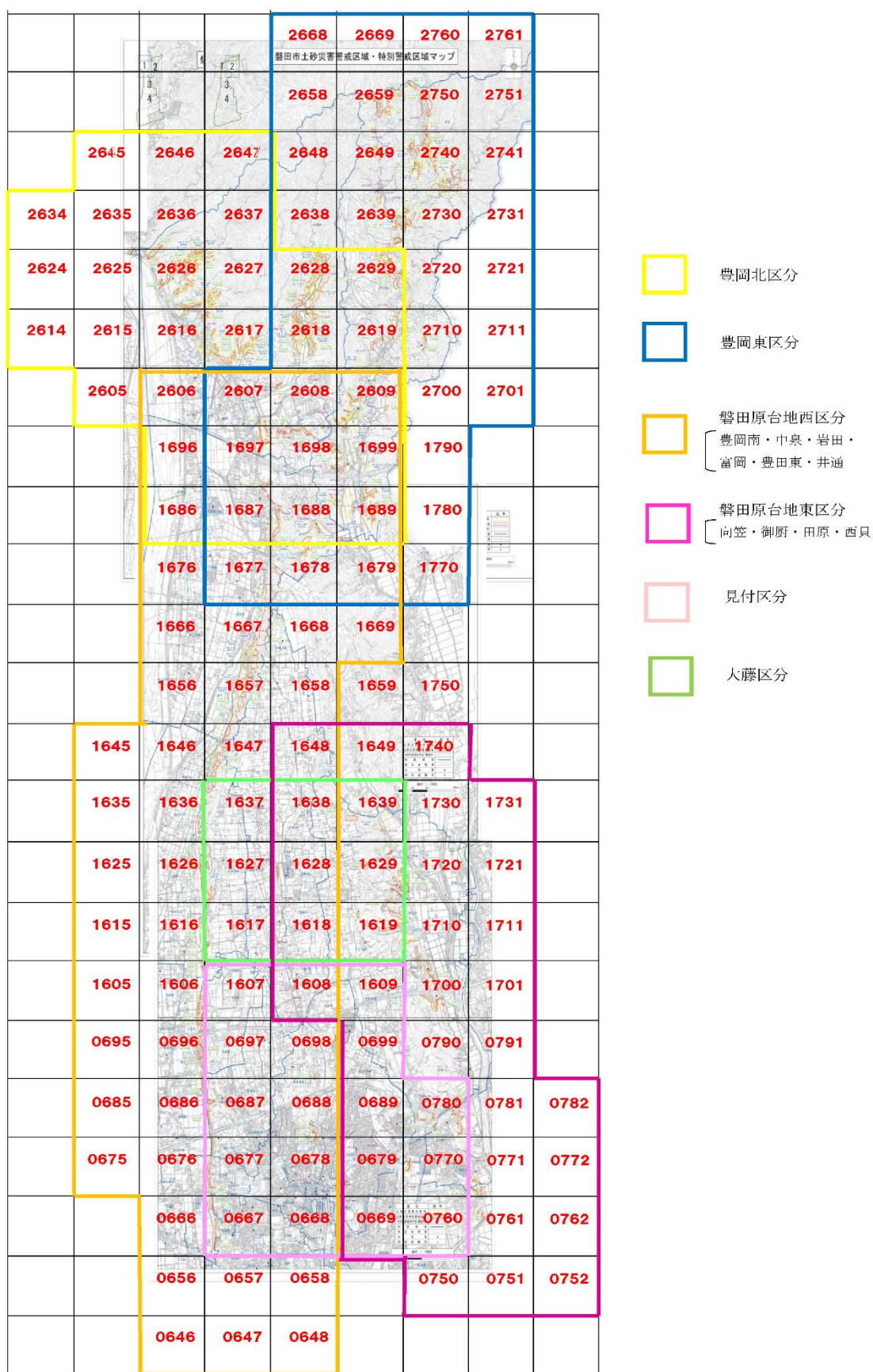
3 避難指示等の発令区域

土砂災害警戒情報は市町村単位で発表されるが、居住者等が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、避難指示等の発令区域を危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。そこで、市の地域性や地形等を考慮し、表4-3-1、図4-3-2のとおり6つに分割して設定しておくものとする。

表4-3-1 避難指示等の発令区域

No.	区分（発令区域）	地 区
1	豊岡北	豊岡北地区
2	豊岡東	豊岡東地区
3	磐田原台地西	豊岡南地区、中泉地区、岩田地区、富岡地区、豊田東地区、井通地区
4	磐田原台地東	向笠地区、御厨地区、田原地区、西貝地区
5	見付	見付地区
6	大藤	大藤地区

図 4-3-2 磐田市土砂災害警戒区域マップ（1km メッシュ）



4 避難指示等発令区域の設定と発令基準

(1) 避難対象区域（発令区域）の設定手順

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

- ① 気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、市内及びその周辺の危険度分布の表示の有無を確認する。なお、10 分ごとに更新されていることに留意する。
- ② 危険度分布に応じて求められる対応は、表 4－4－1 のとおりである。

表 4－4－1 危険度分布に応じて求められる対応（気象庁）

色(危険度)	状況	発令の目安とされる避難情報	警戒レベル
黒色(災害切迫)	すでに大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達	緊急安全確保	5相当
紫色(危険)	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想	避難指示	4相当
赤色(警戒)	2時間先までに大雨警報(土砂災害)の基準に到達すると予想	高齢者等避難	3相当
黄色(注意)	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	－	2相当

- ③ 表示された危険度分布（メッシュの位置）を図 4－3－2 と照合し、避難指示等の発令区域を特定する。

イ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

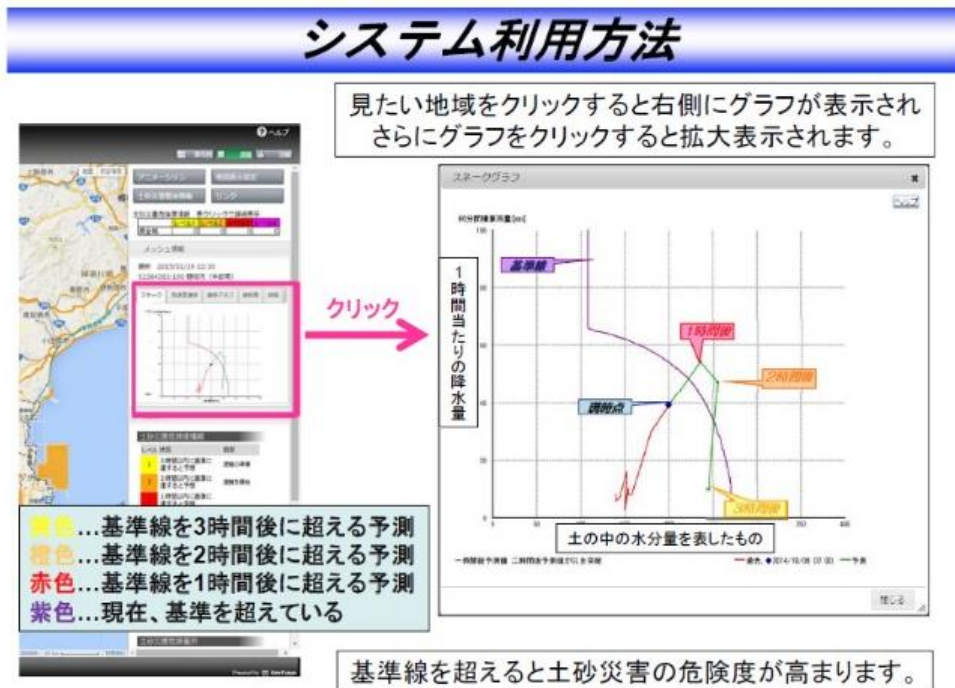
- ① 静岡県総合基盤地理情報システムの土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択し、「地図表示設定」の「メッシュ」、「土砂災害危険度」をクリックして危険度分布を確認し、補足情報として活用する。
- ② 危険度分布に応じて求められる対応は、表 4－4－2 のとおりである。

表 4－4－2 危険度分布に応じて求められる対応（静岡県）

色	状況	発令の目安とされる避難情報	警戒レベル
紫色	現在基準に準に到している	避難指示等	土砂災害警戒情報 発表基準を超過
赤色	1時間以内に基準に達すると予想		
橙色	2時間以内に基準に達すると予想		
黄色	3時間以内に基準に達すると予想	高齢者等避難	

- ③ 地図上見たい地域の格子（メッシュ）をクリックすると、右側にスネークグラフが表示され、1 時間後から 3 時間後までの土砂災害の危険度を確認することができる。（図 4－4－3 参照）
- ④ 表示された危険度分布（メッシュの位置）を図 4－3－2 と照合し、避難指示等の発令区域を特定する。

図 4－4－3 スネークグラフの利用方法



(2) 発令基準

市に土砂災害警戒情報が発表されたことを基準とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの危険度分布を確認し、前記(1)で特定した発令区域に避難指示等を発令する。

表 4－4－3 避難指示等の発令基準

避難情報	危険度分布	
	気象庁	静岡県
緊急安全確保	黒色	紫色
避難指示	紫色	紫色・赤色・橙色
高齢者等避難	赤色	黄色

※ 危険度が複数ある場合は、避難対象地区内で最も危険度の高いものに合わせて避難指示等を決定する。また、避難指示等の発令後に危険度が変化した場合も同様とする。

※ 土砂災害警戒情報の発表がない段階において、危険度を覚知した場合は、高齢者等避難を発令する。

5 留意事項

- (1) 避難行動をとるにあたっては、立退き避難を原則とする。
- (2) 避難指示等が発令された区域に居住する避難行動要支援者については、地域の共助体制により、逃げ遅れる者のないようお互いの助け合いを呼びかける。

6 解除基準

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階で市内一斉に行うことを基本とする。なお、土砂災害が発生した場合については、土砂災害が沈静化し被害拡大のおそれなくなり、安全が確保された段階を基本とし解除する。

7 避難対象地区と避難場所

土砂災害は、洪水等の他の災害と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、人的被害に結びつきやすい。一方で、対象範囲が小さく、危険な区域から少しでも離れれば人的被害の軽減が期待できるという特性をもっている。そこで、避難行動については立退き避難を原則とし、立退き避難に遅れ、かつ、屋外の状況が悪化した場合のみ、止むを得ず屋内安全確保措置とする。この場合においては、屋内でも上階の谷側に待避するなど可能な限りの危険回避を心がけるものとする。

避難対象自治会とその避難場所は表4-7-1のとおりである。

なお、土砂災害は雨量と密接な関係があるため、大雨による河川の氾濫の危険も同時に予測される場合は、広域避難が必要である。

表 4-7-1 避難対象地区と避難場所

区分	地区	避難対象地区 (自治会)	避難場所	区分	地区	避難対象地区 (自治会)	避難場所	
磐田原台地 (西)	豊岡南	上神増	豊岡南小学校 ※3	豊岡北	豊岡北	神田	豊岡中学校	
		社山				栗下		
		神増				本村		
		惣兵衛				田川		
		平松				亀井戸		
		掛下				大楽地		
	岩 田	寺谷新田	岩田小学校 ※5			合代島上		豊岡中学校
		寺谷圠上				合代島下		
		寺谷圠下		敷南区				
		匂坂上原		敷上区				
		匂坂上		大平南				
		匂坂中上		大平北				
		匂坂中下		虫生				
		匂坂新		万瀬				
	富岡	富里	豊田北部小学校 豊田中学校 (ながふじ学府小中一 体校)	磐田原台地 (東)	向笠	笠梅	向笠小学校	
		匂坂下				向笠竹之内		
		気賀東				向笠西		
		加茂東				篠原		
		加茂川原				岩井		
	豊田東	高見丘	豊田東小学校			笠梅原		
		富丘広野				竹之内原		
		富丘下原				岩井原		
		富丘原新田						
	井通	一言里	磐田西小学校	西貝	安久路	見付交流センター 磐田北小学校 ※4		
		一言北原		御厨	新貝	神明中学校		
	中泉	京見塚	磐田西小学校	田原	三ヶ野	田原小学校		
		一言南原			明ヶ島			
		西新町			東部台			
見付	見付	加茂川通	見付交流センター 磐田北小学校 ※4	大藤	大藤	大藤第1区	大藤小学校	
		権現町				大藤第2区		
		東大久保				大藤第3区		
		富士見町				大藤第4区		
		東坂町				大藤第6区		
		住吉町				大藤第9区		
		二番町				大藤第10区		
		幸町				大藤第11区		
		美登里町				大藤第12区		
		元宮町				大藤第13区		
		馬場町						

合計 14地区 76自治会

※1 地区ごとに避難場所を記載しているが、どこの避難場所に避難しても良い。

※2 自治会公会堂は、「共助」の範囲での開設とする。

※3 豊岡南小学校の体育館は土砂災害の警戒区域のため、校舎への避難とする。

※4 見付交流センターを優先的に開設し、状況に応じて磐田北小学校を開設する。

※5 天竜川洪水ハザードマップの想定浸水深(最大規模)は5m以上のため、洪水時は岩田小学校の3階も浸水する可能性があるため、別の避難場所を指示する可能性がある。

第5章 津波災害

1 避難指示等発令の対象とする津波災害

本市は、南海トラフ巨大地震等の発生が想定されている地域で、平成25年6月27日に公表された「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」によれば、発生頻度は極めて低いが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波（レベル2、マグニチュード9程度）が発生した場合、想定津波高は最大12m、津波浸水区域は16.1km²、津波による犠牲者は最大で900人と想定されている。

このようなことから、本マニュアルでは想定される巨大地震によって発生する津波を対象とするものである。

2 避難指示等発令の基準

震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波襲来までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、特に、津波避難対象区域にいるときに強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示等の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

そこで、巨大地震によって発生する津波災害においては、避難対象区域のすべてを避難指示の発令対象とし、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を原則とする。

表5-2-1 避難指示等の発令基準

発令区分	発令基準
避難指示	大津波警報、津波警報が発表されたとき

3 留意事項

津波から身を守るためには、津波避難施設の確保と併せ、次に掲げる適切な避難行動について常日頃から市民等に啓発しておくことが重要である。

(1) 避難場所と避難経路の把握

ア 津波避難タワーや津波避難ビルなど地域にある津波避難施設の場所及び避難経路を把握しておく。ただし、避難経路は、地震動による家屋やブロック塀などの倒壊により避難困難となる可能性があることから、日ごろから安全・確実な避難経路を複数選定しておく。

イ いつも家族が一緒ではないことから、家族は安全な場所に避難しているはずであると信じ、自分一人でも安全な場所に避難する。したがって、日ごろから、津波からの避難方法、連絡先などを話し合っておく。

(2) 早期の避難

強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、まず身の安全を確保し、揺れが収まったら直ちに避難する。（サイレンやテレビからの情報を認知しなくても）

(3) 率先避難者になる

逃げる際は大声で「津波が来るぞ！逃げろ！」と言いながら周りの市民等の避難意識を高める。

(4) 避難の方法

徒歩による避難を原則とする。ただし、状況に応じて、車両等有効な手段を使用することが考えられる。

(5) 避難誘導する際の心構え

自らの命を守ることを最優先とし、津波到達予想時間や津波避難施設までの距離等を考慮し、移動時間を確保した上で実施する。

4 解除基準

(1) 津波に関する警報等がすべて解除された段階を基本として、解除する。

(2) 浸水被害が発生した場合には、津波に関する警報等がすべて解除され、かつ、陸地での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

5 避難対象地区

津波避難対象地区は、「静岡県第4次地震被害想定」に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域と安政東海地震推定津波浸水区域の2つの津波浸水域を含む自治会とするが、周囲の標高等を考慮し、地形・地物を目安に指定する。（図5-5-1参照）

該当する自治会名については、表5-5-2のとおりである。市内の津波避難施設一覧表は、表5-5-3のとおりである。

なお、この地区は、「磐田市津波防災地域づくり推進計画」（平成27年11月）の「津波避難対象区域」と同じである。今後、静岡県知事による津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が指定された場合には、津波避難対象地区を見直すこととする。

○磐田市津波防災地域づくり推進計画（平成27年11月）における「津波避難対象区域」について

「津波避難対象区域」の境界は、津波浸水想定区域に対し、自治会境界及び周囲の標高を考慮しつつ、地形地物を目安に設定する。

- 市域西側は、沿道の敷地より海拔が高い国道150号以北には浸水が想定されていないことから、国道150号を境界とする。
- 市域東側の太田川右岸及び今ノ浦川の周辺は、概ね海拔2mで浸水が止まっていることから、周辺より高い構造の大池川沿いの市道南田大原線（大池川～大池～用水路～久保川～今ノ浦川）、JR東海道新幹線、県道豊浜磐田線を境界とする。
- 太田川左岸は、一部を除き全域に浸水が想定されることから、市域境を境界とする。

図5-5-1 津波避難対象地区

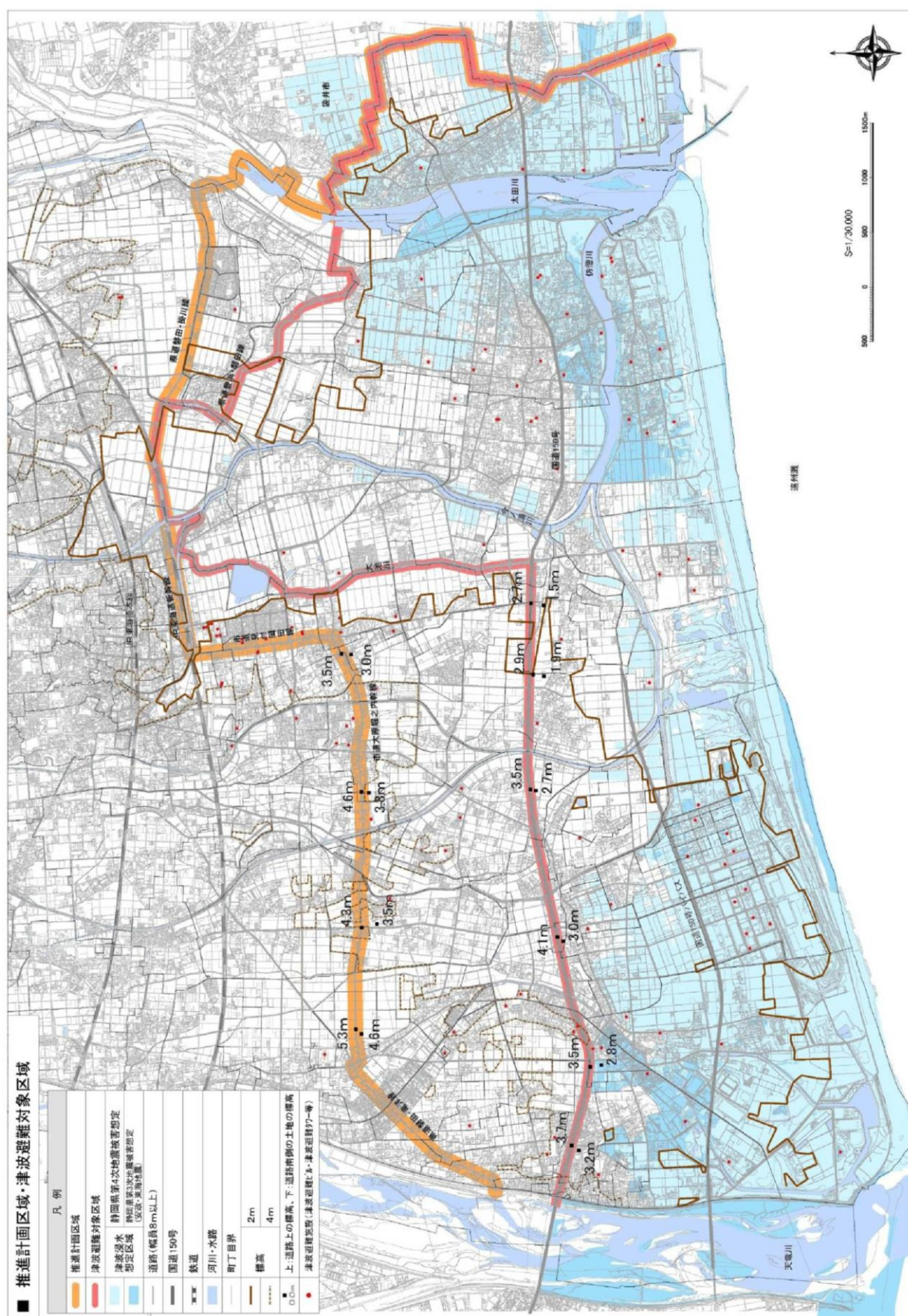


表 5-5-2 避難対象地区（津波災害時）

地 区	避難対象地区(自治会)
福 田 中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
福 田 南	7番組、15番組、石田組、中島新町
福 田 西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
福 田 北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)
長 野	鮫島
於 保	大和田、上大原、中大原、川成、浜部
西 貝	西之島、上南田
竜 洋 西	掛塚(砂町、中町、田町、大当町、横町、新町、蟹町、東町)、白羽
竜 洋 東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬

表 5-5-3 津波

令和 7 年 3 月末現在

No.	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
1	磐田	メルローズⅠ	二之宮1137-1	3	屋外	階段踊り場廊下	41	121
2	磐田	メルローズⅡ	二之宮1137-1	3	屋外	階段踊り場廊下	50	149
3	磐田	グランメール	二之宮1153-1	3	屋外	階段踊り場廊下	84	250
4	磐田	アダージョ	二之宮1161	3	屋外	階段踊り場廊下	47	140
5	磐田	ヴィヴァーチェ	二之宮1161	3	屋外	階段踊り場廊下	47	140
6	磐田	介護老人保健施設さくらの苑	二之宮1162	3	屋外	2階以上の フロア、外周廊下	3,391	10,174
7	磐田	エステート・ミューズ	二之宮1170-2	3	屋外	階段踊り場廊下	78	233
8	磐田	エステート・ミューズ2	二之宮1170-1	3	屋外	階段踊り場廊下	86	256
9	磐田	グリーンデルワルト	天竜943-1	5	屋外	階段踊り場廊下	136	407
10	磐田	インターラーゲン	天竜948-1	5	屋外	階段踊り場廊下	203	610
11	磐田	大日精化工業(株)東海寮	豊島86-7	5	屋外	共有フロア・屋上	720	2,160
12	磐田	エムズドリームⅣ	豊島1117-1	4	屋外	階段踊り場廊下	148	442
13	磐田	メゾンアルウェットⅠ	豊島1451-3	4	屋外	階段踊り場廊下	183	549
14	磐田	ファーマーグロース	千手堂919	3	屋外	階段踊り場廊下	76	228
15	磐田	ファイングロウス	千手堂996-3	3	屋外	階段踊り場廊下	36	107
16	磐田	シャルマン	千手堂1065-1	3	屋外	階段踊り場廊下	76	226
17	磐田	磐田南小学校	千手堂1356-1	3	屋内	教室・廊下	3,219	9,657
18	磐田	ランドスケイプ	上大之郷103-2	3	屋外	階段踊り場廊下	78	233
19	磐田	ピュアマンション	上大之郷278	3	屋外	階段廊下	36	108
20	磐田	シルキーマンション	上大之郷322-5	4	屋外	階段廊下	38	115
21	磐田	マイシティ大之郷	上大之郷629	3	屋外	階段踊り場廊下	57	171
22	磐田	セトゥル イン オカタ	下岡田243	3	屋外	階段踊り場廊下	74	220
23	磐田	MO	上岡田918-1	3	屋外	階段踊り場廊下	87	259
24	磐田	上岡田ガーデンハイツA	上岡田989	3	屋外	階段廊下	119	358
25	磐田	上岡田ガーデンハイツB	上岡田991-1	3	屋外	階段廊下	42	126
26	磐田	プラザ上岡田 (NTN社員寮)	上岡田1039-1	5	屋内	2階以上の廊下	685	2,056
27	磐田	磐田グレイス第3マンション	上岡田1078-1	4	屋外	階段踊り場廊下	147	441
28	磐田	磐田グレイス第5マンション	上岡田1078-2	4	屋外	階段踊り場廊下	110	328
29	磐田	磐田グレイス第1マンション	上岡田1112-7	4	屋外	階段踊り場廊下	83	248
30	磐田	特別養護老人ホーム西之島の郷	西之島26-1	4	屋外	共有フロア・屋上	5,280	15,840

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
31	磐田	メッセミサキⅠ	鎌田1917-1	3	屋外	階段踊り場廊下	74	221
32	磐田	メッセミサキⅡ	鎌田1915-1	3	屋外	階段踊り場廊下	74	221
33	磐田	東部小学校	東貝塚206	3	屋内	教室・廊下	3,466	10,396
34	磐田	サンライズM	鮫島1256-1	3	屋外	階段踊り場廊下	91	271
35	磐田	特別養護老人ホーム第二遠州の園	鮫島1804-1	1	屋外	屋上	2,152	2,000
36	磐田	長野小学校	小島736	3	屋内	教室・廊下	2,565	7,695
37	磐田	南部中学校	野箱32	4	屋内	教室・廊下	4,077	12,231
38	磐田	M a r o h t o (マロート)	草崎793-2	3	屋外	階段踊り場廊下	62	184
39	磐田	静岡産業大学 (体育館)	大原1572-1	2	屋内	2階フロア	9,090	27,268
40	磐田	すずかけヘルスケアホスピタル	大原2042-4	5	屋外	階段踊り場廊下	428	1,284
41	磐田	コーポアザミ	下大之郷22-3	4	屋外	階段踊り場廊下	32	94
42	磐田	浜部津波避難タワー	浜部332-1	7	屋外	屋上	100	300
43	磐田	磐田市福田支所	福田400	4	屋内	2階以上フロア	3,182	9,546
44	福田	タンドレス	福田522-3	4	屋外	階段踊り場廊下	80	240
45	福田	アルンイワタ	福田1204-1	3	屋外	階段踊り場廊下	52	156
46	福田	マンションあすらん	福田1478-1	4	屋外	階段踊り場廊下	132	396
47	福田	ポートタウン	福田3138	4	屋外	階段踊り場廊下	47	140
48	福田	福田北津波避難タワー	福田3195	7	屋外	屋上	150	450
49	福田	グランストーク福田	福田3830-3	3	屋外	階段踊り場廊下	32	96
50	福田	中川排水ポンプ場	福田4774-5	2	屋外	屋上	161	482
51	福田	福田津波避難タワー	福田4898-1	7	屋外	屋上	150	450
52	福田	福田南交流センター	福田5489-2	2	屋外	2階階段・踊場 ・屋上	491	1,471
53	福田	南部第一排水ポンプ場	福田5494-47	2	屋外	屋内機械室	198	594
54	福田	フロントヒルズⅡ	福田5495-109	4	屋外	階段踊り場廊下	93	279
55	福田	フロントヒルズⅢ	福田5495-111	4	屋外	階段踊り場廊下	105	315
56	福田	ドルチェカーロ	福田6085-15	3	屋外	階段踊り場廊下	76	228
57	福田	カウベルⅦ	福田中島708-1	5	屋外	階段踊り場廊下	107	321
58	福田	ビリーブU	福田中島709-1	3	屋外	階段踊り場廊下	84	250

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
59	福田	ラ・メールⅠ	福田中島847-1	3	屋外	階段踊り場廊下	53	159
60	福田	ラ・メールⅡ	福田中島874-1	3	屋外	階段踊り場廊下	43	129
61	福田	エバークリーン	福田中島1199-3	4	屋外	階段踊り場廊下	100	298
62	福田	市営はまぼう団地	福田中島3396-4	4	屋外	階段踊り場	113	340
63	福田	マンションB E Y V I E W	福田中島3407-7	3	屋外	階段踊り場廊下	67	201
64	福田	マンションS E A V I E W	福田中島3408-2	3	屋外	階段踊り場廊下	51	153
65	福田	福田中学校	福田中島3753-1	3	屋外	教室・廊下 及び屋上	4,762	14,286
66	福田	福田小学校	下太380	3	屋内	教室・廊下	3,317	9,951
67	福田	㈱ケイ・アイ研究所	塩新田408-1	2	屋外	屋上	897	2,691
68	福田	アイシキ津波避難タワー	塩新田492-1	7	屋外	屋上	40	120
69	福田	川研ファインケミカル㈱研究棟	塩新田582-7	3	屋外	屋上	100	300
70	福田	㈱アイテック	南田伊兵衛新田35-1	2	屋外	屋上	222	120
71	福田	㈱理研グリーン	南田伊兵衛新田885-12	2	屋外	屋上	317	120
72	福田	長池配水場	大原3979-3	2	屋外	屋上	280	839
73	福田	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	3	屋内	会議室・回り廊下	1,997	5,990
74	福田	遠州中央農業協同組合福田支店	南島529	2	屋外	屋上	220	220
75	福田	磐田ガバナステーション	東小島160-2	2	屋外	屋上	230	400
76	福田	豊浜小学校	豊浜9	3	屋外	教室・廊下 及び屋上	3,093	9,277
77	福田	豊浜配水場	豊浜533	2	屋外	屋上	330	990
78	福田	マルイ水産津波避難タワー	豊浜1075	7	屋外	屋上	100	300
79	福田	豊浜交流センター	豊浜2921-1	1	屋外	屋上	230	690
80	福田	太田川東バルブステーション	豊浜3614-1	2	屋外	屋上	50	150
81	福田	渚の交流館津波避難タワー	豊浜4127-43	7	屋外	屋上	100	300
82	福田	丸源旅館	豊浜4581	5	屋内	屋上・廊下	164	492
83	福田	福田中央交流センター	福田1587-1	2	屋内	会議室・テラス	702	2,106
84	竜洋	掛塚津波避難タワー	掛塚777	7	屋外	屋上	150	450
85	竜洋	グループホーム竜洋の家	掛塚1778-2	3	屋外	屋上・廊下	103	309
86	竜洋	メゾンクリスタル	掛塚3002-3	3	屋外	階段踊り場廊下	61	183
87	竜洋	第二白寿園	掛塚3160-1	3	屋外	廊下・屋上	1,159	3,477

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
88	竜洋	特別養護老人ホーム白寿園	掛塚3172	3	屋外	廊下・屋上	3,876	11,628
89	竜洋	介護老人保健施設五洋の里	掛塚3190-1	3	屋外	廊下・屋上	2,008	6,024
90	竜洋	(株)三光	掛塚3413-2	デッキ	屋外	屋上	80	235
91	竜洋	フェニックス竜洋	川袋1440-3	4	屋外	階段・踊り場	84	252
92	竜洋	竜洋西小学校	川袋1900	3	屋内	教室・廊下	2,800	8,400
93	竜洋	市営竜洋豊岡団地	豊岡2604-2	3	屋内	階段踊り場廊下	567	1,701
94	竜洋	竜洋中学校	豊岡4473-8	3	屋内	教室・廊下	4,216	12,647
95	竜洋	メゾンドアムール	豊岡5115-1	4	屋外	階段踊り場廊下	119	357
96	竜洋	メゾンオンディース	豊岡5539	3	屋外	階段・踊り場	26	79
97	竜洋	メゾングランヒル	豊岡5961-2	3	屋外	階段踊り場廊下	62	186
98	竜洋	ビレッジハウス竜洋	豊岡6567-3	5	屋外	階段・踊り場	212	634
99	竜洋	竜洋なぎの木会館	豊岡6605-3	3	屋内	ベランダ等	2,183	6,549
100	竜洋	アルベール	豊岡6874-1	3	屋外	階段・踊り場	28	84
101	竜洋	メゾンD K	駒場38-1	3	屋外	階段踊り場廊下	54	162
102	竜洋	駒場北津波避難タワー	駒場325-1	タワー	屋外	屋上	100	300
103	竜洋	駒場南津波避難タワー	駒場1644-14	タワー	屋外	屋上	150	450
104	竜洋	天竜農場津波避難タワー	駒場6866-4	タワー	屋外	屋上	178	520
105	竜洋	竜洋富士	駒場6866-5	築山	屋外		3,000	9,000
106	竜洋	磐田市竜洋支所	岡729-1	3	屋内	2階以上フロア	1,663	4,988
107	竜洋	竜洋東小学校	中平松23	3	屋外	教室・廊下 及び屋上	2,462	7,384
108	竜洋	エーハウス (A HOUSE)	飛平松24-2	3	屋外	階段踊り場廊下	43	129
109	竜洋	アクト津波避難タワー	飛平松237-1	タワー	屋外	屋上	56	160
110	竜洋	(株)河合楽器製作所厚生会館	飛平松252	2	屋外	屋上	605	500
111	竜洋	東亜化成(株)	東平松401-1	タワー	屋外	屋上	50	150
112	竜洋	(株)アコー磐田工場	東平松500-1	デッキ	屋外	屋上	72	210
113	竜洋	(株)TF-METAL磐田第一工場	海老島1461	2	屋外	屋上	150	300
114	竜洋	(有)新村鉄工所	海老島1546	2	屋外	屋上	19	15
115	竜洋	(株)アコー倉庫棟	大中瀬873-1	3	屋内	3階スペース ・屋上	63	100
116	竜洋	小中瀬津波避難タワー	小中瀬55-2	タワー	屋外	屋上	100	300
117	竜洋	(株)河合楽器製作所西第2工場	南平松3-1	1	屋外	屋上	56	50

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
118	竜洋	㈱河合楽器製作所西第1工場	南平松4	2	屋外	屋上	70	90
119	竜洋	㈱スズシゲ	南平松9-12	2	屋外	屋上	634	634
120	竜洋	西遠ゴム工業㈱竜南工場	南平松10-3	2	屋外	屋上	60	60
121	竜洋	㈱TF-METAL竜洋事業所	南平松11-1	2	屋外	屋上	50	150
122	竜洋	㈱古山鋼材	南平松11-3	2	屋外	屋上	36	16
123	竜洋	竜洋北小学校	堀之内356	3	屋内	教室・廊下	1,610	4,830

第6章 高潮災害

1 避難指示等発令の対象となる高潮災害

高潮災害とは、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象をいう。また、高波が加わるとさらに浸水の危険が増す。

本マニュアルでは、原則として居住者等に命の危険を及ぼす以下の高潮を避難情報の発令対象とする。

- (1) 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。
特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- (2) 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2 避難指示等を判断する情報

(1) 台風情報

台風の位置や強さ等の実況及び予想

(2) 高潮注意報

高潮に対する注意を呼び掛ける。(警戒レベル2) また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する 6～24 時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。(警戒レベル3相当情報)

(3) 高潮警報

高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮し、暴風が吹き始める 3～6 時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される 3～6 時間前に、予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。(警戒レベル4相当情報)

(4) 高潮特別警報

高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮し、暴風が吹き始める 3～6 時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される 3～6 時間前に、予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。(警戒レベル4相当情報)

(5) 高潮氾濫発生情報

水位周知海岸において高潮特別警戒水位(警戒レベル5相当情報)に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示す。水位周知海岸において氾濫が発生した際に発表される場合もある(警戒レベル5相当情報)

(6) 暴風警報及び暴風特別警報

暴風が予想される 3～6 時間前に、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。なお、暴風となる可能性が高いと予想される場合には、暴風となる 6～24 時間前に暴風警報に切り替える可能性が高い旨に言及する強風注意報が、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。

3 避難指示等発令の基準

避難指示等の発令については、気象庁が発表する高潮に関する防災気象情報等に注意し、避難対象区域を指定し、総合的に判断する。

4 留意事項

- (1) 高潮浸水想定区域等の居住者等の避難行動は、立退き避難が基本であるが、ハザードマップ島により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保することも可能。

※屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため立退き避難が必要な場合

①高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合

②浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

※道路のアンダーパス部の車両通行等にも留意が必要。

- (2) 高潮が発生・切迫した場合には、緊急安全確保を行う。
- (3) 台風接近時には潮位が急激に上昇するため、潮位がまだ低いからという理由で避難しないと、避難し遅れ被災するおそれがある。台風や温帯低気圧等の接近が予想される時には、海沿いや高潮が遡上する河川の周辺には近付かないようにすることが必要。

5 解除基準

当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報）が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

第7章 情報伝達

1 避難行動の認識の徹底

避難指示等が発令された場合、市民等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立退き避難をする場合にどこに行けばよいか、避難に際してどのような情報に着目すればよいかをあらかじめ認識しておく必要がある。

市ではこうした状況を平常時から市民等に対して啓発し、市民等は積極的に自ら情報を入手するように努め、適切な避難行動につなげることが重要である。

2 情報伝達の手段

伝達手段には、防災行政無線など情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプ（PUSH 型）と、テレビ放送など能動的な操作により必要な情報を取りに行くタイプ（PULL 型）の2種類があり、様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。

伝達手段別の注意事項は、次のとおりである。

①防災行政無線（同報無線）による放送

防災行政無線は、市が地域の市民等に直接、防災情報、土砂災害情報、河川水位情報等を伝えることができる手段である。しかし、屋外スピーカーから情報を放送する場合は、大雨で音がかき消されたりするように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては、情報伝達が難しく、テレビ、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。

②いわたホットメール・磐田市 LINE 公式アカウントによる配信

携帯電話やスマートフォン、パソコンなどのメール機能を利用し、気象警報、避難所開設や避難指示等の防災情報を配信する。また、防災行政無線の放送内容もメール配信され、聞き逃しや聞き漏らしを減らす効果がある。

③磐田市ホームページ

トップページ上の「防災リンク集」から、磐田市河川情報、雨量情報、静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」、国土交通省「川の防災情報」、気象庁ホームページなどを閲覧できる。

災害時の「同報無線放送内容」等の最新情報は、トップページから確認できる。

④緊急速報メール

緊急速報メールは、市町村からの避難指示等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）することができる手段で、市民等以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。但し、機種が古い等の理由により一部の携帯電話は利用できない場合がある。

⑤静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」

静岡県のスマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」は、気象や避難情報などの災害に関する緊急情報のプッシュ通知や現在位置のハザードマップにおける危険度を確認できる。

⑥テレビ放送

避難指示等の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段である。データ放送の活用も考えられる。

⑦ラジオ放送

携帯性に優れ、停電時でも受信できるという長所があるが、一般的に、テレビに比べラジオの聴取率は少なく、放送範囲も限られることから、ラジオのみによって地域全体に情報伝達を行うのは難しい。なお、市は、FMハローやK-MIXなどと情報提供に関する協定を締結している。

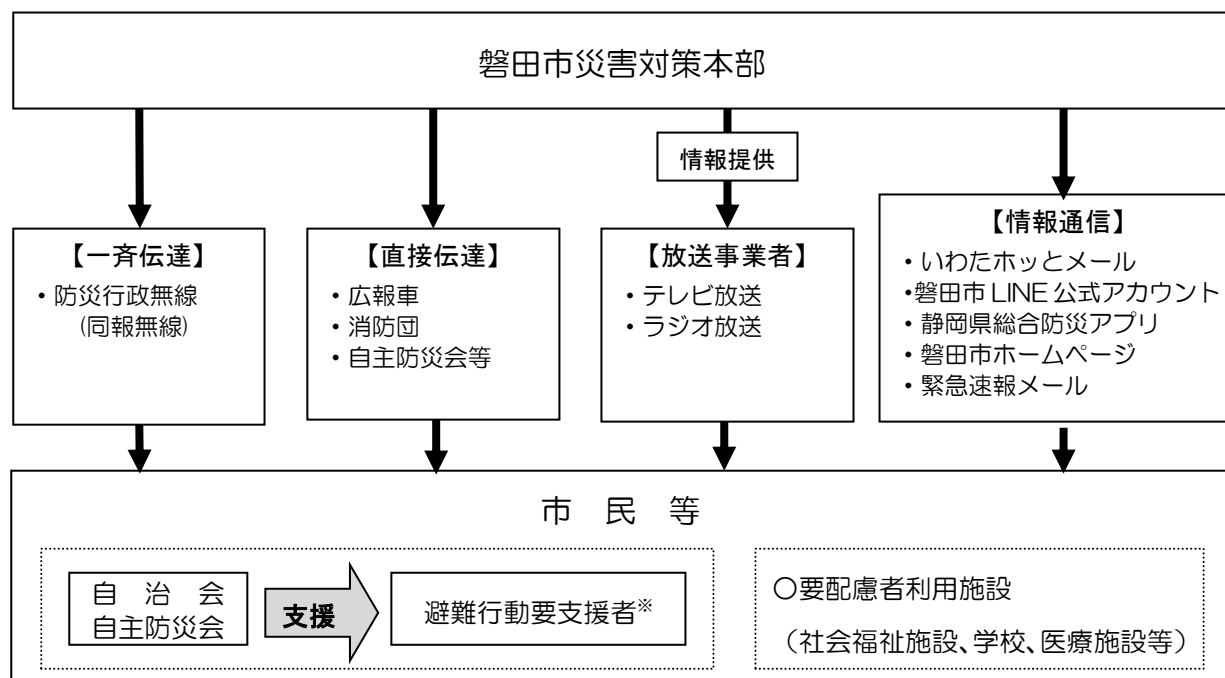
⑧広報車、消防団による広報

車両を使用した広報は、避難指示等と呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。

⑨自主防災組織、近隣市民等による直接的な声掛け

自治会、自主防災会、近隣住民等による直接的な声掛けは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があり、要配慮者の避難支援につなげることができる。しかし、前記⑦の広報車等による広報と同様に、自分自身の安全を考慮した移動必要時間の確保が不可欠である。

○避難指示等情報伝達のイメージ図



※ 「避難行動要支援者」とは、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

3 避難情報等の広報文例

防災行政無線を使用した場合の避難指示等の広報文例について、表 6－3－1 に示す。
なお、文例は緊急速報メールや広報車による広報文案として活用する。

* 広報時の留意事項

- ①避難場所については、具体的に伝達する。
- ②避難に支障となることがある場合（道路冠水、がけ崩れ等）は、その状況も併せて伝達する。

表 6－3－1 防災行政無線を使用した避難指示等の広報文例

災害種別	情報の種類	広報文例
台 風	注 意 喚 起	(件名) 台風〇〇号の今後の動きにご注意ください ■こちらは、広報いわたです。 ■台風〇号の接近に伴い、〇日の〇〇から〇〇にかけて広い範囲で雨や風が強まるおそれがあります。 ■台風が接近する前に、備蓄品の準備や、飛ばされやすい物の片付けなど事前の備えをしてください。 ■また、今後の台風情報に注意し、最新の気象情報を確認してください。
	高齢者等避難	(件名) 【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令 ■こちらは、広報いわたです。 ■台風〇号の接近に伴い、〇時〇分に、市内全域に【警戒レベル3】 高齢者等避難を発令し、11 か所の避難場所を開設しました。 避難場所は、見付交流センター、ワークピア磐田、向陽中学校、神明中学校、南部中学校、福田中央交流センター、福田中学校、豊浜小学校、竜洋中学校、豊田南中学校、豊岡中学校です。 ■高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■その他の方についても、今後の気象情報に注意し、危険を感じたら早めに避難してください。

災害種別	情報の種類	広報文例
水 害	高齢者等避難	（件名）警戒レベル3 高齢者等避難の発令（〇〇川） ■緊急放送、緊急放送 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■〇〇川が増水し、氾濫のおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。 ■避難対象地区は、〇〇地区です。 ■開設している避難場所は、〇〇です。 ■洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、市の指定避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、危険を感じたら、自主的に避難してください。
	避難指示	（件名）警戒レベル4 避難指示の発令（〇〇川） ■緊急放送、緊急放送 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■〇〇川が増水し、氾濫のおそれが高まったため、〇時〇分に警戒レベル4 避難指示を発令しました。 ■避難対象地区は、〇〇地区です。 ■開設している避難場所は、〇〇です。 ■洪水浸水想定区域にいる方は市の指定避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐに避難してください。 ■市の指定避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
	緊急安全確保 （切迫）	（件名）警戒レベル5 緊急安全確保の発令（〇〇川） ■緊急放送、緊急放送。 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■〇〇川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 ■避難対象地区は〇〇地区です。 ■開設している避難場所は、〇〇です。 ■市の指定避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っています。直ちに身の安全を確保してください。
	緊急安全確保 （河川が氾濫）	（件名）警戒レベル5 緊急安全確保の発令（〇〇川） ■緊急放送、緊急放送。 ■磐田市危機管理課からお知らせします。

		■〇〇川が堤防を越えて氾濫が発生したため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 ■避難対象地区は〇〇地区です。 ■命の危険が迫っています。大至急近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。直ちに身の安全を確保してください。
--	--	---

災害種別	情報の種類	広報文例
土砂災害	高齢者等避難	（件名）警戒レベル3 高齢者等避難の発令 ■緊急放送、緊急放送。 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■土砂災害の発生するおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。 ■避難対象自治会は、〇〇自治会です。 ■開設している避難場所は〇〇です。 ■土砂災害警戒区域内にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、市の指定避難場所や公会堂、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、危険を感じたら、自主的に避難してください。 ■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ※公会堂が土砂災害警戒区域内にある自治会は、あらかじめ指定した避難場所を付け加えて広報する。（以下、土砂災害において同じ。）
	避難指示	（件名）警戒レベル4 避難指示の発令 ■緊急放送、緊急放送。 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■土砂災害の危険性が高まっているため、〇時〇分に警戒レベル4 避難指示を発令しました。 ■避難対象自治会は、〇〇自治会です。 ■開設している避難場所は〇〇です。 ■土砂災害警戒区域内にいる方は、市の指定避難場所や公会堂、安全な親戚・知人宅に等に今すぐ避難して下さい。 ■避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
	緊急安全確保 （切迫）	（件名）警戒レベル5 緊急安全確保の発令 ■緊急放送、緊急放送 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■土砂災害の危険性が非常に高まっているため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 ■避難対象自治会は〇〇自治会です。 ■土砂災害警戒区域内にいる方で、避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っています。直ちに身の安全を確保してください。

	緊急安全確保 土砂災害発生	(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令 ■緊急放送。緊急放送。 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 ■避難対象自治会は〇〇自治会です。 ■命の危険が迫っています。土砂災害警戒区域内にいる方で、避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。
--	------------------	---

災害種別	情報の種類	広報文例
津波災害	津波注意報	＊Ｊアラートによる放送後 〔津波注意報サイレン吹鳴〕 ■緊急放送、緊急放送 ■こちらは、広報いわたです。 ■津波注意報が発表されたため、海岸や河川から離れてください。
	津波警報 大津波警報	＊Ｊアラートによる放送後 〔津波警報（大津波警報）サイレン吹鳴〕 ■緊急放送、緊急放送 ■こちらは、広報いわたです。 ■津波警報（大津波警報）が発表されたため、大至急避難してください。 ■直ちに、海岸や河川から離れ、高いところに避難してください。
		＊Ｊアラートによる放送後 〔津波警報（大津波警報）サイレン吹鳴〕 （切迫性がある場合） ■津波（大津波）です。津波（大津波）です。 ■直ちに、高いところに避難しなさい。直ちに、高いところに避難しなさい。 ■津波（大津波）です。津波（大津波）です。 ■逃げろ。逃げろ。
水害 土砂災害 津波災害	解除	（件名）避難情報の解除 ■こちらは、広報いわたです。磐田市危機管理課からお知らせします。 ■〇〇川の水位が下降したため（土砂災害の危険性がなくなったため／津波災害の危険性がなくなったため）、〇〇地区に発令していた水害（土砂災害／津波災害）に関する〇〇（情報の種類）を解除します。 ＊複数の避難情報が発令されている地区で、別の避難情報が継続している場合は、当該情報について注意喚起するよう付け加えて広報する。 （例示）なお、土砂災害に関する〇〇（避難の種類）は引き続き発令されていますので、十分に警戒してください。